

熊谷市地域防災計画（修正案）の概要

現行の熊谷市地域防災計画への修正（改訂）〔平成24年6月〕以後に行われた災害対策基本法（以下「災対法」という。）を中心とする関係法令の改正、一昨年度に発生した、本市等における竜巻及び本県を含めた関東地方一円における大雪による被害等を踏まえた埼玉県地域防災計画（以下「県計画」という。）の修正等を受け、これらに示された課題への対応を図り、さらに実効性の高い計画となるよう、本市地域防災計画の修正を行うこととしました。

修正内容の概要は、次のとおりです。

第1章 総則

第2節 計画の前提条件 …………… P. 3～13

- ・ 本市に係る深谷断層について、綾瀬川断層と一体の「関東平野北西縁断層帯」としての見直しがなされたこと等を受け、被害想定等、地震に関連する記述を改変、補足等した。また、各種データについて、経年変化等に基づき修正した。
- ・ 平成25年9月の竜巻による被害及び平成26年2月の大雪による被害について、発生以後の状況に関する記載を追加した。

第4節 防災ビジョン …………… P. 24～25

- ・ 現行計画において「女性の参画の推進」としている節について、「男女共同参画の視点に基づく対策の推進」と改めるとともに、記述を改変及び補足した上で、防災全般にわたって基本となるべき事項の一つであるとの考えから、本節内に移行することとした。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画 …………… P. 27～30

- ・ 災害時に事業所、特に企業が果たす役割の高まりを踏まえ、食料等の備蓄、防災訓練、地域の自主防災組織等との協働等、企業における防災体制の整備及び防災活動の促進を図ることとした。
- ・ 自助及び共助の重要性から、地区内の居住者及び事業者で策定する「地区防災計画」が災対法に位置付けられたことを受け、この策定を促進することとした。

第2節 災害情報体制の整備 …………… P. 31～32

- ・ 災害時の情報収集体制の重要性に鑑み、情報の収集等に関する責任者の選任、調査要領や連絡方法等の、情報収集体制の整備を図ることとした。

第3節 建築物・施設等の耐震性の向上等 …………… P. 33～36

- ・ ライフラインに関し、農業集落排水施設に関する記載を加えるとともに、太陽光発電をはじめとするエネルギーの確保等に関する記載を追加することとした。

第7節 市民の防災意識の啓発等 …………… P. 43～46

- ・ 自助及び共助の強化を図る観点から、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき

行動について記載するとともに、家庭・事業所・自主防災組織・学校の各主体が取り組むべき事項（防災に関する総点検等）について記述することとした。

第 8 節 防災教育 P. 47～ 48

- ・ 学校における防災教育に関し、児童・生徒に防災を身近なものとして認識させる方策として、災害体験者等の講演、AED研修等の体験学習等について記載するとともに、教職員に対する防災研修に関する記載を追加することとした。

第 1 1 節 災害に備えた体制整備 P. 53～ 74

- ・ 防災拠点における電源確保や情報システムやデータのバックアップ対策等を「応急活動体制の整備」として位置付けるとともに、大規模な災害発生時における他自治体や民間企業等からの応援の受入れ体制の整備を図ることとした。
- ・ 災対法の改正により、切迫した危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区分・定義されたことに伴い、これらの指定基準を含めた関連の記述を追加することとした。
- ・ 県計画の修正において、県・市町村・県民の食料備蓄の配分の見直しが行われたため、それに合わせた備蓄体制の見直しを図ることとした。
- ・ 帰宅困難者対策について、学校における対策（保護者が帰宅困難者になった場合等に関するマニュアルの見直し等）や企業における対策（従業員を一定の間留め置くための体制整備等）に関する記述を追加することとした。
- ・ 災害時に備えたペットに関する対策（マイクロチップの装着、災害時に備えたしつけ等）について、普及・啓発を図ることとした。

第 1 2 節 水害予防計画 P. 75～ 77

- ・ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のため、水防法に定められた、市が定める事項及び事業所等（要配慮者関連施設等）が行うよう努めるべき措置について記載することとした。

第 1 4 節 風害予防計画 P. 80～ 82

- ・ 一昨年度、本市等において竜巻による被害が発生し、県計画においても「竜巻・突風対策」として項目が新設されたことを踏まえ、風害に関する節を新設し、「突風（竜巻等）に関する知識の普及」、「被害予防対策」、「活動体制の整備」及び「適切な対処法の普及」について記載して、その促進を図ることとした。

第 1 5 節 雪害予防計画 P. 83～ 86

- ・ 一昨年度、本市を含む関東地方一円で大雪による被害が発生し、県計画においてもこれについての対策等に関する記述が大幅に拡充されたことを踏まえ、雪害に関する節を新設し、「市民等による雪害対策」、「情報収集・伝達体制の充実強化」、「雪害時における応急対応力の強化」、「建築物における雪害予防」、「交通対策」、「ライフライン施設における雪害予防」等について記載し、その促進を図ることとした。

第 3 章 風水害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画 P. 93～ 96

- ・ 特別警報の運用開始等に基づき、災害警戒本部及び災害対策本部に関する設置及び廃止の基準について、一部見直しを行うこととした。

第2節 動員配備計画 P. 97～99

- ・ 職員の動員に関し、配置の調整、健康管理等に関する記述を追加することとした。

第3節 自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画 P. 100～106

- ・ 県計画において「広域応援編」が新設され、応援要員の派遣、広域一時滞在者の受入れやライフライン施設の復旧活動支援等、市町村が行うべき事項が位置付けられたことを踏まえ、これに関する記載を追加することとした。

第9節 風防活動計画 P. 130～132

- ・ 竜巻等の突風又は暴風による災害が発生した場合又はそのおそれがある場合への対応について、市民への情報の発信を迅速に行っていくこととした。

第10節 雪害応急活動計画 P. 133～136

- ・ 積雪による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合への対応について、災害初動マニュアル（大雪編）に基づく応急活動体制、情報の発信、除雪態勢等のほか、市民が取るべき行動について記載し、体制の整備を図ることとした。

第14節 交通対策計画 P. 142～144

- ・ 災対法の改正に基づき、放置車両対策等に関する記述を加えることとした。

第15節 避難計画 P. 145～153

- ・ 避難所に関し、要配慮者に配慮した開設及び運営や健康状態の把握等に努めることとした。また、やむを得ない理由により避難所以外の場所に滞在する被災者に対する、生活関連物資の配布をはじめとする必要な措置や配布のための避難所におけるスペースの確保等の対策を位置付けることとした。

第18節 要配慮者の安全確保対策 P. 161～164

- ・ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者（災害時等に特に配慮を要する者、従来の災害時要援護者）のうち、避難行動要支援者（災害時等に自ら避難することが困難な者）について、民生・児童委員等への名簿情報の提供に同意した者への避難支援及び不同意の者に関する取扱い等について記述するとともに、名簿に掲載されていない要配慮者への支援等に関する記述を加え、対策を図ることとした。

第20節 応急住宅対策 P. 170～174

- ・ 災対法の改正に基づき、被災者台帳の作成に関する記述を加えることとした。

第21節 文教対策・応急保育計画 P. 175～177

- ・ 学校等における対策として、浸水等の危険がある場合の緊急避難、医療救護、施設の被害調査、給食等の措置等に関する記述を補足することとした。

第26節 事前措置及び応急措置等 P. 190～193

- ・ 災対法の改正に基づき、屋外への避難がかえって危険であるおそれがあると認め

られる場合について、市長が屋内での待避（階上階への待避等）による安全確保についての指示を行う旨の記載を追加することとした。

第4章 震災応急対策計画

第8節 公共施設対策計画・帰宅困難者支援対策計画 …………… P. 222～229

- ・ ライフライン施設に関し、農業集落排水施設に関する記述を追加し、応急活動（必要な要員の動員、被害状況の調査等）、復旧対策（復旧計画の作成等）等について位置付けることとした。

※ その他については、大要において、第3章と同様又は類似（同章中の該当箇所への参照形式によるもの等）の修正内容となります。

第5章 事故災害応急対策計画

第4節 放射性物質事故災害対策計画 …………… P. 287～289

- ・ 県計画の修正等に基づき、原子力発電所事故対策について、市民等への情報伝達（災害の状況、各機関が講じている対策の情報等）、問合せへの対応（コールセンターの設置等）等について位置付けることとした。

第6章 その他の災害対策計画

第1節 大規模水害対策計画 …………… P. 297～301

- ・ 県計画において、大規模水害対策に関する章が新設されたこと等を踏まえ、国による被害想定、適時・的確な避難、応急対応力の強化、氾濫の抑制対策、水害廃棄物処理対策等について、新たに位置付けることとした。

第2節 火山噴火降灰対策計画 …………… P. 302～307

- ・ 県計画において、火山噴火による降灰による被害に関する章が新設されたこと等を踏まえ、近隣県の火山が噴火した場合の降灰堆積の可能性、事前対策及び予防計画、降灰があったときの応急対策等について、新たに位置付けることとした。

第3節 複合災害対策計画 …………… P. 308～310

- ・ 県計画において、同種又は異種の複数の災害が同時期に発生する複合災害に関する編が新設されたこと等を踏まえ、本市としての基本方針、事前対策、応急対策等について、新たに位置付けることとした。

第7章 災害復旧計画

第3節 生活再建等の支援 …………… P. 316～320

- ・ 平成25年9月の竜巻による災害発生後に県の主導により検討が進められ、県内全市町村との共同により26年度から運用が開始された被災者安心支援制度（国による被災者生活再建支援制度の補完制度）に関する記述を追加することとした。